

様式第1号(第3条関係)

竹粉碎機借用申請書兼誓約書

年 月 日

北栄町長 様

(申請者)自治会名

代表者住所

代表者氏名

※本人が自筆しない場合は記名押印してください。

電話番号

竹粉碎機を借用したいので、北栄町竹粉碎機貸出要綱第3条の規定により申請します。
なお、この申請書により竹粉碎機を借用したときは、貸出条件を遵守するとともに誓約事項
について自らの責任で誠実に対処することを誓約いたします。

記

借用期間	年 月 日()～ 年 月 日()
使用場所	北栄町
保管場所	北栄町
現場責任者	住所
	氏名 電話番号
誓約事項	(1)竹粉碎機の使用及び管理について善良な使用者の注意義務をもって適正に行います。 (2)事故等で竹粉碎機を毀損又は亡失及び第三者に損害を与えた場合は、誠意を持って対処します。 (3)その他北栄町には一切の迷惑をかけません。
備考	

添付書類：使用場所及び保管場所位置図

(裏面)

竹粉碎機貸出条件

- 1 北栄町竹粉碎機貸出要綱や他の法令に違反することのないように使用すること。
- 2 竹粉碎機をその目的以外に使用し、又は他人に転貸し、若しくは使用させないこと。
- 3 事故や怪我に備え、使用者において損害保険に加入するよう努めること。
- 4 竹粉碎機の使用に際しては、平坦な場所を選ぶとともに、常に安全に配慮して使用すること。また、動作音や粉碎物等による周辺環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情が無いようにすること。
- 5 竹粉碎機は操作方法を遵守し、慎重かつ丁寧に取り扱うこと。
- 6 竹粉碎機を使用する際は、毎回作業前の点検、作業終了後の清掃点検を行い、返却時には竹粉碎機使用報告書(様式第3号)を提出すること。
- 7 竹粉碎機に故障等異常が認められたとき、又は毀損や事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、町へ報告して指示を受けること。
- 8 竹粉碎機を毀損し、又は亡失したときは、原状に復し、又は賠償すること。
- 9 竹粉碎機の使用により発生した、使用者及び他者やそれらの財産に対する損害については使用者の責任とし、使用者が損害を賠償すること。
- 10 竹粉碎機で竹以外のものを粉碎しないこと。また、竹に付着している土石等を除去してから処理すること。
- 11 竹は規定の直径以下のものを1本ずつ挿入すること。
- 12 雨の日の使用は、粉碎した竹がスクリーンに詰まりやすくなるため、いつも以上にきちんと排出されているか確認しながら使用すること。
- 13 竹粉碎機を走行させる際は、極力平坦地を走行し、傾斜や障害物がある場合は無理な走行をさせないこと。
- 14 車への積み込みの際には、後進にて積み込み、前進にて積み降ろすこと。また、輸送する場合はロープ等で竹粉碎機を固定し、転倒等が起こらないようにすること。
- 15 竹粉碎機の運搬又は粉碎機の使用に要する燃料費等の費用は、使用者が負担すること。なお、返却の際は、燃料を満タンにすること。
- 16 竹粉碎機を返却する際は、町の立会いの上指定する場所に返却すること。